

社団法人板橋青色申告会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人板橋青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、東京都板橋区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、全青色申告者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- (4) 振替納税制度の普及と指導
- (5) 機関誌の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- (6) 友誼団体との連携及び協調
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 板橋税務署の管轄区域内に納税地を有する個人の青色申告者で、本会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 準会員 正会員以外の個人、法人及びその他の団体で、本会の事業を賛助するために入会したもの

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の申込み手続きにより任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡若しくは会員である法人又はその他の団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退 会)

第9条 本会を退会しようとするものは、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は、本会の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第12条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動が生じた都度、これを訂正するものとする。

第4章 役 員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理 事 50名以上60名以内

うち会 長 1名

副 会 長 9名以内

常任理事 15名以内

(2) 監 事 2名若しくは3名

なお、必要と認める場合は、専務理事1名を置くことができる

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のうちからこれを選任する。ただし、会長の推薦により、正会員以外のもの（法人又はその他の団体である場合は、その代表者又は役員）から、総会において選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事の互選により、これを選任する。

(役員職務)

第15条 理事は、総会の決議に従い本会の運営を協議、執行する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

4 専務理事は、本会の日常会務を処理し、事務局を監督する。

5 常任理事は、本会の常務を協議、執行する。

6 監事は、民法第59条（監事の職務）に定める職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、就任後第2回目の通常総会が終了したときに終わる。ただし、再任を妨げない。

2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条（除名）第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

第18条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事は、この限りでない。

2 専務理事の報酬は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第5章 顧問、相談役、委員等及び職員

(顧問及び相談役)

第19条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

3 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応じる。

(委 員 会)

第20条 第4条（事業）に定める本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、理事会の推薦により、会員（法人その他

の団体である場合は、その代表者又はその役員)のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

(支部)

第21条 本会は、第4条(事業)に定める事業の円滑な運営を図るため、必要な地に支部を置く。

2 支部長は、支部の推薦により、会員(会員が法人その他の団体である場合はその代表者又は役員)のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

(部会)

第22条 本会は、第4条(事業)に定める事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会長は、部会の推薦により、会員(会員が法人その他の団体である場合はその代表者又は役員)のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。

(事務局)

第23条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長1名及び必要な数の事務局員を置き、理事会の承認を経て会長がこれを任免する。

3 事務局長及び事務局員は、原則として有給とする。

第6章 会 議

(会議)

第24条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第25条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第26条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は正会員総数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも7日前に、会議の目的たる事項、開催日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、適宜の方法をもってこれに代えることができる。

(正会員の表決権)

第27条 正会員は、各1個の表決権を有する。

2 正会員は、委任状をもって総会における表決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第28条 総会は、全正会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第29条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び事業計画

(2) 収入支出予算及び決算

(3) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項

(4) その他会長が必要と認めて付議した事項

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

(1) 総会の開催日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数

(4) 決議事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印する。

(役員会)

第31条 役員会は、理事会及び常任理事会とする。

- 2 理事会は理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって組織する。

- 3 監事は、理事会に出席し意見を述べるができる。

(役員会の開催及び招集)

第32条 役員会は、会長が必要と認めるときこれを開催する。

- 2 役員会の招集については、第26条（総会の開催及び招集）第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第33条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2 役員会の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第34条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
 - (2) 定款の変更に関する議案
 - (3) 総会において理事会に委任された事項
 - (4) その他会務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- 2 常任理事会は、理事会に代わり常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告して、その承認を得なければならない。

(役員会の議事録)

第35条 役員会の議事録については、第30条（総会の議事録）の規定を準用する。

(会議の議長)

第36条 総会及び役員会の議長は、会長をもってこれに当てる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄付された財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、理事会の決議を経て、別に定める方法により会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第39条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

- 2 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第40条 基本財産は、これを消費し又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

- 2 事業の執行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第41条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算及び収支決算等)

第42条 本会の収支予算及び収支決算は、事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を得なければなら

ない。

2 前項の収支決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(暫定予算)

第42条の2 第42条（収支予算及び収支決算等）第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 第42条（収支予算及び収支決算等）第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込時期を、遅滞なく、東京国税局長へ報告するものとする。

(剰余金の処分)

第43条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を受けなければ、これを変更することはできない。

(解散)

第46条 本会は、総会において正会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第47条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得て、本会と類似する目的をもつ他の団体に寄附するものとする

第9章 雑 則

(細 則)

第48条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、東京国税局長の設立許可があった日から施行する。
- 2 従来、板橋青色申告会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 理事及び監事の任期は、設立初年度に限り、東京国税局長の設立許可があった日から次の通常総会の日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第44条（事業年度）の規定にかかわらず東京国税局長の設立許可があった日から平成5年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。
- 6 この定款の一部変更（第5条、第8条、第13条）は、東京国税局長の認可があった日（平成12年5月1日）から施行する。
- 7 この定款の一部変更（第42条の2）は、東京国税局長の認可があった日（平成16年6月10日）から施行する。